

～電子帳簿保存法⑤～ 「電子帳簿等保存」の改正内容とは？

令和3年度税制改正によって、電子帳簿保存法について大幅に見直しが行われ、適用要件の緩和や一部規制の強化が実施されています。特に「電子取引」に関する「電子保存の義務化」に注目が集まりますが、「電子帳簿等保存」については要件が緩和され、導入のハードルが下がっていると言えます。

「電子帳簿等保存」とは

電子帳簿等保存とは、会計ソフトなどを用いて電子上で作成した帳簿や書類について、電子データのまま保存する方法を指します。

電子帳簿等保存の対象書類としては、パソコンなどで作成した総勘定元帳や仕訳帳などの「国税関係帳簿」や、貸借対照表や損益計算書などの「決算関係書類」であり、**手書きで作成した場合には対象外**となるためご注意下さい。

改正内容について

2022年1月1日より電子帳簿保存法が改正され、電子帳簿等保存に関しては下図の表のとおり変更が行われました。

電子帳簿の保存要件の概要

保存要件概要		改正前	改正後	
検索要件	検索項目	記録事項の訂正・削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認できる電子計算機処理システムを使用すること	<input type="radio"/>	
		通常の業務処理期間を経過した後に入力を行った場合には、その事実を確認できる電子計算機処理システムを使用すること	<input type="radio"/>	
検索要件	検索項目	電子化した帳簿の記録事項とその帳簿に関連する他の帳簿の記録事項との間において、相互にその関連性を確認できること	<input type="radio"/>	
		システム関係書類等（システム概要書、システム仕様書、操作説明書、事務処理マニュアル等）を備え付けること	<input type="radio"/>	
保存場所に、電子計算機（パソコン等）、プログラム、ディスプレイ、プリンタ及びこれらの操作マニュアルを備え付け、画面・書面に整然とした形式及び明瞭な状態で速やかに取出できるようにしておくこと		<input type="radio"/>	<input type="radio"/> ○	
検索要件		① 取引年月日、勘定科目、取引金額その他のその帳簿の種類に応じた主要な記録項目により検索できること ※ 改正後、記録項目は取引年月日、取引金額、取引先に限定	<input type="radio"/>	
検索要件		② 日付又は金額の範囲指定により検索できること	<input type="radio"/>	
検索要件		③ 二つ以上の任意の記録項目を組み合わせた条件により検索できること	<input type="radio"/>	
税務職員による質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じることができるようにしていること		-	- ^{※1} ○ ^{※2}	

* 1 保存義務者が、税務職員による質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じができるようしている場合には、検索要件のうち②③の要件が不要となります（後述のスキヤナ保存及び電子取引についても同様です。）。

* 2 “優良”的要件を全て満たしているときは不要となります。

(参考) 優良な電子帳簿の要件を満たして対象帳簿の備付け及び保存を行い、前頁2の届出書の提出がある場合には、所得税の青色申告特別控除（65万円）が適用できます。

左表のとおり、改正後は「優良帳簿」と「その他の帳簿」の2つに分けられ、2022年1月1日以降であれば、いずれの場合においても所轄税務署長による事前承認は不要であるため、事業者は任意のタイミングで電子保存の導入が可能です。

特に「その他の帳簿」に関しては、新たなシステムへの投資が困難な事業者でも、電子帳簿等保存の導入がしやすいように適用要件が大幅に緩和され、従来の検索要件や訂正・削除履歴を確認できるシステム等が不要となりました。

また「優良帳簿」に関しても検索要件の項目が削減され、場合によっては一部の要件が不要となるなど、全体的に適用要件を緩和する方向にシフトしていることが伺えます。

電子帳簿保存法改正のうち、「電子帳簿等保存」に関しては適用要件が緩和されています。

改正後は最低限のシステムでも十分に導入可能であるため、これを機に電子保存の導入をご検討下さい。

記事作成：経営革新等支援機関推進協議会

本資料は2022年4月1日現在の税制に基づいて作成しています。また、内容につきましては、情報提供を目的として一般的な法律上・税務上の取り扱いを記載しております。このため、条件が変わること等により、本資料と異なる取り扱いになる場合がありますのでご留意下さい。